小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２２３号
福岡市南区大楠３丁目３番８号
再生債務者　濱村　信二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年12月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第５２４号
大阪市北区西天満５－６－20―804（営業所大阪市北区曽根崎１丁目２番８号、住民票上の住所大阪府枚方市南中振２丁目16番３号）
再生債務者　オフィス沢村こと　澤村光一郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年12月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第６７号
川崎市中原区今井西町14番７－439号　ガーデンズコート武蔵小杉
再生債務者　帰山　直之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年12月12日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第５号
千葉県印西市内野１丁目４番地１棟107号
再生債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月12日から平成29年１月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再ロ）第２１号
福岡県朝倉郡筑前町山隈1657番地14
再生債務者　本村　真之
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月11日から平成29年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第２３号
福岡市西区富士見２丁目14番15―402号
再生債務者　添田　龍二
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月５日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月12日から平成29年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第６号
長野県安曇野市穂高有明7801番地３
再生債務者　三代澤　浩
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月20日から平成29年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（再ロ）第６号
川崎市麻生区高石３丁目12番17―４号
再生債務者　円能寺修二
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月23日から平成29年２月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号
山形県米沢市駅前４丁目３番97―３号
再生債務者　石川　篤志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年１月４日まで
平成28年12月12日　山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（再ロ）第３号
福島県石川郡石川町大字新屋敷字塩塚13番地
再生債務者　郷　　幸平
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年１月５日まで
平成28年12月12日
福島地方裁判所白河支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号
宮崎県延岡市北川町長井5355番地18
再生債務者　本間　美和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月７日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（再ロ）第１号
茨城県牛久市神谷五丁目27番地18
再生債務者　折本　隆聖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月12日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再ロ）第４号
福岡県糸島市志摩津和崎306番地２
再生債務者　末崎　道宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第９号
大阪府松原市小川１丁目５番20号
再生債務者　濱本　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月９日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第３号
奈良県桜井市大字桜井939番地の２
再生債務者　馬場　克英
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月12日　奈良地方裁判所

平成２８年（再ロ）第２号
川崎市宮前区宮前平３丁目11番地３　マイキャッスル宮前平パークヒルズ　304
再生債務者　北村　克彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月12日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会承認決議は平成二十八年十一月二十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月十九日
掲載頁　七十六頁（号外第一五九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月四日
掲載頁　八十七頁（号外第一四八号）
平成二十八年十二月二十日
埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目七番二号
（甲）関東エアーカーゴ株式会社
代表取締役　田中　嘉彦
東京都中央区晴海一丁目八番一二号
（乙）東カイウン商事株式会社
代表取締役　上田　正治